

PEZA企業に対するICCの免除措置



財務省(DOF)は、全ての輸入者にICCの取得を求める旨が記載されているDepartment Order No.12-2014 and 18-2014に関してPEZA企業に対しては免除する旨の通達(Department Order No.107-2014)を2014年11月28日付けで公表しました。

DO No.107-2014によると、PEZA企業は、DO No.12-2014 and 18-2014によって全ての輸入者に求められている要求事項に関してPEZA企業は免除されるとしています。つまり、DOの中で求められているImporter Clearance Certificateの取得がPEZA企業に関しては免除されることとなります。

一方で、関税局(BoC)は、PEZAより登録企業のリストを入手することとなります。また、通達には、BoCは、個々のPEZA企業が輸入者として認定される前に依然としてPEZA企業に関する文書等を提出するように要求できる旨が規定されています。

PEZA企業が、関連する関税手続の規則に従わなければフィリピン関税法に規定される通り罰則等を受ける旨も規定されています。

この通達を受けて詳細なルール等が後ほど発布されると記載されていますが、未だそのようなルールは発布されていません。

なお、当該DOは、即時適用となります。

KPMGは今後の運用・動向についてもNewsletter等を通じて、都度ご案内する予定です。

編集・発行

R.G. Manabat & Co.

遠藤 容正／山本 陽之

www.kpmg.com/ph

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 R.G. Manabat & Co., a Philippine partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.